

様

社会福祉法人豊田市社会福祉協議会
会 長

保有個人データ開示等決定通知書

年 月 日付で開示請求のあった保有個人データについては、次のとおり開示することを決定したので、社会福祉法人豊田市社会福祉協議会個人情報保護規則第24条第2項の規定により通知します。

開示申出に係る 保有個人データの内容			
開示の区分	<input type="checkbox"/> 全部開示	<input type="checkbox"/> 部分開示	<input type="checkbox"/> 不開示
開示しないこととした部分 (部分開示の場合)			
開示しない理由 (部分開示、不開示の場合)			
開示を実施する 日時及び場所	日 時	年 月 日	
		午前・午後	時 分
場所			
開示の実施の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 郵送) 視聴		
開示の実施に要する費用の額	写しの作成に要する費用		円
	写しの送付に要する費用		円
事務担当	電話番号 ()	-	内線

備考

- 開示を実施する日時に都合が悪いときは、あらかじめその旨を電話等により、事務担当課まで連絡してください。
- 本人が保有個人データの開示を受ける際には、この通知書及び本人であることを確認するに足りる書類（運転免許証、旅券等）を係員に提示し、又は提出してください。
- 法定代理人が保有個人データの開示を受ける際には、この通知書及び法定代理人自身の2に掲げる書類のほか、法定代理人であることを確認するに足りる書類（戸籍謄本等）を係員に提示し、又は提出してください。
- 郵送により写し等の交付を実施する場合は、2及び3の手続きは不要です。
- この決定に不服がある場合には、社会福祉法人豊田市社会福祉協議会に対して異議を申し出ることができます。